

伊達市  
高齢者虐待対応マニュアル  
第2版  
(養介護施設従事者等による虐待対応編)

平成27年5月  
伊達市福祉部高齢福祉課

# 目 次

1	養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	1
2	養介護施設従事者等による高齢者虐待のとらえ方	2
3	身体拘束に対する考え方	4
4	各主体の責務と役割	6
	(1) 伊達市（高齢福祉課）	
	(2) 養介護施設・事業所、従事者	
5	高齢者虐待の具体的な対応	
	(1) 高齢者虐待対応の基本的な流れ	8
	(2) 具体的対応	
	①相談・通報・届出の受付	9
	②受付記録の作成	
	③虐待の疑いについて協議、緊急対応が必要な可能性の判断	10
	④施設・事業所への調査協力要請	10
	⑤当該施設・事業所への事実確認・訪問調査、実地指導	11
	⑥ケース検討会議の開催	12
	⑦改善計画書の提出要請	13
	⑧改善・是正状況の確認（モニタリング・評価）	13
	⑨終結	13
《参考資料》		
参考資料1	虐待相談受付票	1
参考資料2	高齢者虐待事実確認調書	2
参考資料3	高齢者虐待事情聴取	3
参考資料4	施設職員聞き取り調査票	5
参考資料5	高齢者虐待報告書	8
参考資料6	法律に基づく権限	9
参考資料7	高齢者虐待防止法条文	11

## はじめに

「伊達市高齢者虐待対応マニュアル～養介護施設従事者等による虐待対応編～」は、関係機関と連携して、家庭内における高齢者虐待を少しでも早く発見するとともに、より迅速かつ適切な対応を図っていくことを目的に平成19年5月に作成し、8年が経過しました。

昨今の高齢者虐待は、高齢社会の伸展に伴い、認知症高齢者の増加や老老介護等により問題が複雑化・長期化する事例が増加し、より迅速で適切な対応が求められ、関係機関との連携もいっそう重要になっています。また、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者分野のみならず、障がい者の分野との連携も重要になっています。

そこで、これまでのマニュアルの内容を踏まえつつ、追加すべき内容や使いやすい帳票の見直しを行い、より効果的な対応が実施されるよう「伊達市高齢者虐待対応マニュアル」を改訂しました。

今回の改訂では介護保険法改正による高齢者や養介護施設従事者等のとらえ方、各主体の責務と役割、高齢者虐待対応の具体的な流れ、帳票等について内容を追加しています。

このマニュアルを通して、関係機関の皆様と共通認識を持ち、一層の連携強化や迅速で適切な高齢者虐待対応に役立てていただければ幸いです。

平成27年5月